

第 36 号 議 案

令和 4 年度長崎県農業改良資金特別会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度長崎県農業改良資金特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,411千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58,031千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令 和 5 年 2 月 20 日 提 出

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
(農業改良資金貸付勘定)		千円 7,275	千円 △6,519	千円 756
1 繰越金		7,273	△6,519	754
	1 繰越金	7,273	△6,519	754
(農業改良資金業務勘定)		2,428	△892	1,536
1 繰入金		2,425	△2,174	251
	1 一般会計繰入金	2,425	△2,174	251
3 諸収入		2	1,282	1,284
	1 雑入	2	1,282	1,284
歳入合計		65,442	△7,411	58,031

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
(農業改良資金貸付勘定)		千円 7,275	千円 △6,519	千円 756
1 農林水産業費		7,275	△6,519	756
	1 農 業 費	7,275	△6,519	756
(農業改良資金業務勘定)		2,428	△892	1,536
1 農林水産業費		2,428	△892	1,536
	1 農 業 費	2,428	△892	1,536
歳 出 合 計		65,442	△7,411	58,031

第 37 号 議 案

令和 4 年度長崎県林業改善資金特別会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度長崎県林業改善資金特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ20,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ748千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令 和 5 年 2 月 20 日 提 出

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
(貸付勘定)		千円 20,000	千円 Δ20,000	千円 0
1 繰越金		19,300	Δ19,300	0
	1 繰越金	19,300	Δ19,300	0
2 諸収入		700	Δ700	0
	1 貸付金元利収入	700	Δ700	0
歳入合計		20,748	Δ20,000	748

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
(貸付勘定)		千円 20,000	千円 Δ20,000	千円 0
1 農林水産業費		20,000	Δ20,000	0
	1 林業費	20,000	Δ20,000	0
歳出合計		20,748	Δ20,000	748

令和 4 年度長崎県県営林特別会計補正予算（第 3 号）

令和 4 年度長崎県県営林特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ55,645千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ404,357千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令 和 5 年 2 月 20 日 提 出

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国庫支出金		千円 190,986	千円 Δ44,488	千円 146,498
	1 国庫負担金	3,915	Δ417	3,498
	2 国庫補助金	187,071	Δ44,071	143,000
2 財産収入		122,508	Δ10,004	112,504
	2 財産売却収入	122,492	Δ10,004	112,488
3 繰入金		114,479	Δ1,177	113,302
	2 基金繰入金	4,538	Δ1,177	3,361
4 繰越金		8	Δ4	4
	1 繰越金	8	Δ4	4
5 諸収入		21	28	49
	1 雑入	21	28	49
歳入合計		460,002	Δ55,645	404,357

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 農林水産業費		千円 460,002	千円 △55,645	千円 404,357
	1 林 業 費	298,985	△55,635	243,350
	2 公 債 費	161,017	△10	161,007
歳 出 合 計		460,002	△55,645	404,357

令和 4 年度長崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度長崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ66,348千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ93,708千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令 和 5 年 2 月 20 日 提 出

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
(貸付勘定)		千円 157,000	千円 △65,000	千円 92,000
2 繰越金		128,781	△52,401	76,380
	1 繰越金	128,781	△52,401	76,380
3 諸収入		28,159	△12,599	15,560
	1 貸付金元利収入	28,159	△12,599	15,560
(業務勘定)		3,056	△1,348	1,708
1 繰入金		2,994	△1,348	1,646
	1 一般会計繰入金	2,994	△1,348	1,646
歳入合計		160,056	△66,348	93,708

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
(貸付勘定)		千円 157,000	千円 Δ65,000	千円 92,000
1 農林水産業費		157,000	Δ65,000	92,000
	1 水産業費	157,000	Δ65,000	92,000
(業務勘定)		3,056	Δ1,348	1,708
1 農林水産業費		3,056	Δ1,348	1,708
	1 水産業費	3,056	Δ1,348	1,708
歳 出 合 計		160,056	Δ66,348	93,708

第 40 号 議 案

令和 4 年度長崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度長崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ154,100千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ165,884千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令 和 5 年 2 月 20 日 提 出

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰越金		千円 14,886	千円 Δ174	千円 14,712
	1 繰越金	14,886	Δ174	14,712
3 諸収入		303,397	Δ153,926	149,471
	1 貸付金元利収入	303,397	Δ153,926	149,471
歳入合計		319,984	Δ154,100	165,884

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 商工費		千円 319,984	千円 Δ154,100	千円 165,884
	1 商工業費	16,587	Δ424	16,163
	2 公債費	303,397	Δ153,676	149,721
歳出合計		319,984	Δ154,100	165,884

令和 4 年度長崎県庁用管理特別会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度長崎県庁用管理特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ75,827千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ207,871千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 2 月 20 日 提 出

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 諸 収 入		千円 283,698	千円 Δ84,242	千円 199,456
	1 雑 入	283,698	Δ84,242	199,456
2 繰 越 金		0	8,415	8,415
	1 繰 越 金	0	8,415	8,415
歳 入 合 計		283,698	Δ75,827	207,871

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 庁用管理費		千円 283,698	千円 Δ75,827	千円 207,871
	1 庁用管理費	95,909	Δ18,627	77,282
	2 文書管理費	187,789	Δ57,200	130,589
歳 出 合 計		283,698	Δ75,827	207,871

令和 4 年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算（第 4 号）

令和 4 年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,359,579千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,369,410千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表地方債補正」による。

令 和 5 年 2 月 20 日 提 出

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
(港湾施設整備事業勘定)		千円 5,000,793	千円 Δ3,246,625	千円 1,754,168
3 繰入金		482,473	Δ16,625	465,848
	1 一般会計繰入金	482,473	Δ16,625	465,848
6 県債		3,744,000	Δ3,230,000	514,000
	1 県債	3,744,000	Δ3,230,000	514,000
(港湾整備事業勘定)		728,196	Δ112,954	615,242
1 使用料及び手数料		9,988	66	10,054
	1 使用料	9,988	66	10,054
2 財産収入		542,289	Δ395,250	147,039
	1 財産運用収入	74,009	6,400	80,409
	2 財産売却収入	468,280	Δ401,650	66,630
3 繰入金		175,752	282,230	457,982
	1 基金繰入金	175,752	282,230	457,982
歳入合計		5,728,989	Δ3,359,579	2,369,410

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
(港湾施設整備事業勘定)		千円 5,000,793	千円 Δ3,246,625	千円 1,754,168
1 土 木 費		5,000,793	Δ3,246,625	1,754,168
	1 港 湾 費	3,713,272	Δ3,246,000	467,272
	2 公 債 費	1,287,521	Δ625	1,286,896
(港湾整備事業勘定)		728,196	Δ112,954	615,242
1 土 木 費		728,196	Δ112,954	615,242
	1 財産管理費	728,196	Δ112,954	615,242
歳 出 合 計		5,728,989	Δ3,359,579	2,369,410

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
(港湾施設整備事業勘定)			千円 60,600
1 土木費			60,600
	1 港湾費		60,600
		港湾施設整備費	60,600
(港湾整備事業勘定)			196,500
1 土木費			196,500
	1 財産管理費		196,500
		港湾管理費	196,500
合 計			257,100

第3表 地方債補正

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
港湾施設整備費	千円 3,744,000	債券発行又は普通貸借(借入先)財務省、地方公共団体金融機構、銀行その他(借入時期)令和4年度。ただし、工事その他の都合により、その全部又は一部を翌年度に繰延べ借入れすることができる。	年利5.0%以内(ただし、見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入時期から30年以内(うち据置期間5年以内)において元利均等又は元金均等などの償還の方法による。ただし、本県財政の都合により、繰上償還をなし、又は償還年限を短縮し、若しくは借換えをすることができる。	千円 514,000	補正前に同じ。	補正前に同じ。	補正前に同じ。
計	3,744,000				514,000			

第 43 号 議 案

令和 4 年度長崎県公債管理特別会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度長崎県公債管理特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ276,891千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69,023,825千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令 和 5 年 2 月 20 日 提 出

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		千円 110,000	千円 20,877	千円 130,877
	1 財産運用収入	110,000	20,877	130,877
2 繰入金		10,196,234	256,014	10,452,248
	1 一般会計繰入金	6,756,234	235,137	6,991,371
	2 基金繰入金	3,440,000	20,877	3,460,877
歳入合計		68,746,934	276,891	69,023,825

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公債費		千円 68,746,934	千円 276,891	千円 69,023,825
	1 公債費	68,746,934	276,891	69,023,825
歳出合計		68,746,934	276,891	69,023,825

第 44 号 議 案

令和 4 年度長崎県国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

令和 4 年度長崎県国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,890,499千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ157,997,385千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令 和 5 年 2 月 20 日 提 出

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		千円 45,173,884	千円 1,048,907	千円 46,222,791
	1 国庫負担金	28,301,107	1,041,216	29,342,323
	2 国庫補助金	16,872,777	7,691	16,880,468
3 財産収入		1,900	△852	1,048
	1 財産運用収入	1,900	△852	1,048
4 繰入金		9,064,123	279,543	9,343,666
	1 一般会計繰入金	9,004,123	279,543	9,283,666
5 繰越金		4,225,680	942,205	5,167,885
	1 繰越金	4,225,680	942,205	5,167,885
6 諸収入		56,392,008	620,696	57,012,704
	1 雑入	56,392,008	620,696	57,012,704
歳入合計		155,106,886	2,890,499	157,997,385

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 生活福祉費		千円 155,106,886	千円 2,890,499	千円 157,997,385
	1 社会福祉費	155,106,886	2,890,499	157,997,385
歳 出 合 計		155,106,886	2,890,499	157,997,385